

遺言書の検認

自筆の遺言書を保管している方や発見した相続人は、遺言者が死亡したことを知った後、家庭裁判所に検認の申立てをしなければいけません。

検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。

検認は、遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

また、封印してある遺言書は、勝手には開封してはならず、検認の手続きにおいて開封することになります。万が一、勝手に開封した場合は、5万円以下の過料に処せられる可能性がありますので、ご注意ください。

遺言書検認の申立てには、遺言者の法定相続人が分かる戸籍・除籍・原戸籍の謄本を添付する必要があります。もし、遺言者の兄弟姉妹が法定相続人になる場合は、戸籍謄本などがかなりの量になり、取得の手間がかかることとなります。

スムーズに相続手続きをするためにも、遺言書を作成するときは検認が不要な公正証書遺言をお勧めします。



(司法書士 小司隆信)



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

